

佐世保警察署庁舎建替事業におけるPPP/PFI手法導入の優先的検討結果について

平成29年4月に策定した「長崎県PPP/PFI手法導入優先的検討規程」では、公共施設等の効率的かつ効果的な整備等を進めることを目的として、一定規模以上の公共施設整備等を行う場合に、自ら公共施設等の整備を行う手法（従来型手法）に優先して、PPP/PFI手法導入の検討を行うことにしています。当該規程に基づき、佐世保警察署庁舎建替事業について、所要の検討を行いました。

1 検討結果

検討の結果、佐世保警察署庁舎建替事業については、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価（従来型手法による実施を決定）しました。

2 理由

本事業については、PPP/PFI手法を導入しても、経費削減効果は見込めないことがわかりました。本事業は、警察署庁舎整備に関するものであることから、一般的な官公庁舎整備に比べて民間のノウハウや創意工夫を発揮できる余地は限定的になると考えられます。また、従来型手法の方が約1年早く建て替えを完了できる上に、地元企業参入の機会についても、従来型手法に優位性が認められます。

3 今後のスケジュール

下記スケジュールのとおり、令和9年度中の開庁に向けて、令和4年度は設計業務等を実施する予定です。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
設計・建設	設計		建設工事			開庁	